

岩手県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 岩手福寿会	奥州市水沢区上姉 体二丁目1番地22	福寿荘南デイ サービスセン ター	福原山荘デイ サービスセン ター	奥州市水沢区 大橋34番地54	奥州市水沢区 大橋34番地4	平成26年4月1日

2 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 親和会	下閉伊郡山田町山 田第1地割11番地 3	小規模多機能 センターやす らぎ	小規模多機能 センター絆の 里やすらぎ	下閉伊郡山田 町船越第6地 割137番地4	下閉伊郡山田 町船越第9地 割26番地4	平成25年8月1日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 岩手福寿会	奥州市水沢区上姉 体二丁目1番地22	福寿荘南デイ サービスセン ター	福原山荘デイ サービスセン ター	奥州市水沢区 大橋34番地54	奥州市水沢区 大橋34番地4	平成26年4月1日

4 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 親和会	下閉伊郡山田町山 田第1地割11番地 3	小規模多機能 センターやす らぎ	小規模多機能 センター絆の 里やすらぎ	下閉伊郡山田 町船越第6地 割137番地4	下閉伊郡山田 町船越第9地 割26番地4	平成25年8月1日